

令和5年度区立小・中学校等定期監査結果に係る措置状況報告書

教育委員会

1 指摘事項

(1) 服務事務における事務処理を誤っていたもの

指 摘 事 項	
<p>ア 会計年度任用職員の病気欠勤において、誤って事故による特別休暇を付与したため報酬の返還が生じたものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(宮前小学校)</p>	
所 属 名	措 置 状 況
<p>教育政策課</p>	<p>今回の指摘を受け、該当校及び人事課において返還請求等の必要な事務処理を行った。</p> <p>事務処理の誤りは、給与減額免除基準の第1号を誤って解釈したために生じたものであった。今後、適正に申請・承認が行われるよう、改めて各学校職員に対し「服務・給与事務の手引」や「庶務事務システム操作マニュアル」等の内容を周知していく。</p>

指 摘 事 項	
<p>イ 宿泊を伴う出張で出張復命書が作成されていないものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(東根小学校、八雲小学校)</p>	
所 属 名	措 置 状 況
<p>教育指導課</p>	<p>出張復命書は、宿泊を伴う出張から帰校した際に作成が必要となるが、宿泊を伴う出張が頻繁にあるものではないことから、作成の必要性について、理解が徹底されていなかった。今後、適切に処理が行われるよう、改めて学校職員に対し周知していく。</p>

(2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

指 摘 事 項	
<p>ア 旅費について</p> <p>旅費の算定に当たり、定期券及び回数券等利用の場合の旅費の調整を誤り、支給額に</p>	

過払いや不足が生じたものがあった。 (東根小学校、第十中学校、目黒中央中学校)	
所属名	措置状況
教育政策課	今回の指摘を受け、旅費の不足額、未支給旅費を支給した。改めて学校職員に対し「サービス・給与事務の手引」や「庶務事務システム操作マニュアル」等の内容を周知していく。
教育指導課	宿泊を伴う出張に係る旅費申請について、定期券調整が適切に処理できていなかったため、今回の指摘を受け、是正処理を行った。今後、適正に事務処理が行われるよう、定期区間の確認の徹底について、注意喚起を図っていく。

指摘事項	
イ 超過勤務命令について 学校警備の会計年度任用職員が休日出勤した際の超過勤務命令が未入力だったため、手当が支給されていないものがあった。 (緑ヶ丘小学校)	
所属名	措置状況
教育政策課	今回の指摘を受け、未支給手当を支給した。庶務事務システム更改後、超過勤務命令の未入力については出勤簿エラーチェックにより検出し、処理することが可能となっているが、改めて学校職員に対し「サービス・給与事務の手引」や「庶務事務システム操作マニュアル」等の内容を周知していく。

(3) 現金の出納管理における事務処理が適正でなかったもの

指摘事項	
一般用口座に入金された遠足の引率入園料について、現金出納簿が作成されていなかった。 (緑ヶ丘小学校)	
所属名	措置状況
学校運営課	再発防止のため、毎年度通知している事務手続きの説明資料に、現金出納簿に関する記載を追加し、適正に事務処理が行われるよう注意喚起を行っていく。

(4) 理科準備室内における毒物劇物の管理が適正でなかったもの

指 摘 事 項	
<p>毒物劇物の管理について、自己点検表を用いて年3回以上確認すべきところ、年1回しか点検を行っていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(下目黒小学校)</p>	
所 属 名	措 置 状 況
教育指導課	<p>毒物・劇物を適正に管理することは重大事故の未然防止の観点からも大変重要であることから、自己点検表を用いた年3回以上の定期点検を確実に実施するよう該当校長に指導した。また、2月下旬に実施する自己点検終了後は、速やかに教育指導課への報告を求めている。</p> <p>再発防止策として、毎年4月に実施している「毒物・劇物管理研修」(eラーニングチェック研修(悉皆))において、年3回以上の自己点検表を用いた点検日を、年間予定表に位置付けて実施するよう周知し、毒物・劇物の適正な管理の徹底を図っていく。</p>

2 意見・要望事項

(1) 服務・給与事務について

意見・要望	
<p>服務・給与事務については、おおむね適正な事務処理がなされていたが、指摘事項で述べたように、事務処理ミスが複数校で見受けられた。</p> <p>任命権者や勤務態様等によって、服務や給与に関し適用される制度等の違いがあり、異なる事務処理を行っている状況等を考慮したとしても、今回指摘を行った事項は、過去の監査において繰り返しその改善を図るよう意見を申し述べてきたものであり、各学校・幼稚園・こども園に共通する事務に関するものであることから、各学校等は、指摘事項について情報共有を図り、組織として日常的な点検・確認を徹底するなど、適正な事務執行に努められたい。</p> <p>また、教育委員会事務局所管課においても、学校等の事務執行体制や事務処理ミスの発生状況等も踏まえて、ミスの防止や問題の早期発見につながるよう、改めて関係する通知やマニュアル等について必要な見直しを行うなど、事務処理の適正化に向けて取り組まれたい。</p> <p>なお、服務事務については、東京都任用職員は令和3年4月から、区任用職員は4年9月から情報処理システムによる管理に移行しており、事務処理の効率化が図られている。一方で、操作忘れをはじめとするシステム上のエラーもかなりの件数が発生し、その確認の頻度も、毎日、週1回、月1回など、各学校等によって異なっており、その対応と処理が一定の事務負担となっている状況がうかがえた。</p> <p>教育委員会事務局所管課は、システム上のエラー対応等も含め、これまでの運用状況についての課題を整理し、事務処理手順やマニュアルを見直すなど、更なるシステムの活用と事務処理の効率化を図られたい。</p> <p>(教育政策課、教育指導課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)</p>	
所属名	措置状況
教育政策課	区費職員の服務事務については、学校職員に対し、改めて「服務・給与事務の手引」や「庶務事務システム操作マニュアル」等の活用及び確認を促すとともに、個別の職やケースに応じた事務処理方法等について、時宜を得た案内を行うよう努める。庶務事務システムが令和4年9月に更改されたが、一概に効率化されたとは言えず、かえって煩雑となっている面もあるため、学校及び任用担当課におけるチェック体制を整えるとともに、システムの運用自体の改善についても検討していく。

教育指導課	<p>都費教職員については、出退勤管理システムにより、勤怠管理業務を電子的に行うことで事務処理の効率化を図っているが、未だにシステムの理解が不十分な教職員もいる状況である。今後、重要なポイントのほか、区費職員との取扱いの違いも明確にしながら、事務処理ミスが発生しないようマニュアルの見直しを行うなどし、わかりやすい周知に努めていく。</p>
-------	--

(2) 毒物・劇物の管理について

意見・要望	
<p>理科室で使用する毒物・劇物については、「理科準備室チェックシート」等を活用して適正に管理されているものの、指摘事項で述べたとおり、校内規定に定める年間点検回数に達していない事例が見受けられた。</p> <p>教育委員会事務局所管課では、薬品類の管理の徹底について、各学校に通知を発出し注意喚起しており、管理上の改善は図られてきているが、管理に係る責任者や担当者等が複数人に関わる中で、異動等により引継ぎが安定的に実施できていないことをうかがわせる学校もあった。</p> <p>児童・生徒が安全・安心に学べるよう、理科準備室の整理も含めて、毒物・劇物を含む薬品類の適正管理は、重大事故未然防止の観点からも大変重要であり、各学校長においては、毒物・劇物の管理の重大性を教職員に十分に周知し、理解を図った上で、定期点検の確実な実施、使用記録の確認など、適正な管理に努められたい。</p> <p>また、教育委員会事務局所管課は、今後もすべての学校において、適正な管理が行われるよう指導を徹底するとともに、学校の管理実態を改めて把握し、安全かつ効率的な薬品管理の方法等について検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(教育指導課、各小・中学校)</p>	
所属名	措置状況
教育指導課	<p>今回の監査結果を受け、2月の合同校・園長会で指摘事項を示し、改めて注意を促したところである。</p> <p>教員の異動等で担当者が代わる場合においても毒物・劇物の管理を適正に行うことができるよう、令和6年度以降は、毎年4月に実施している、毒物・劇物管理担当教員を対象としたeラーニングチェック研修(悉皆)の受講対象者を拡げ、管理職(主に副校長)も対象とする。</p> <p>また、本研修の中で安全かつ効率的な薬品管理方法等の好事例を具体的に取り上げることで、どの学校においても教職員が毒物・劇物の管理の重大性を十分に理解した上で、定期点検の確実な実施や記録の徹底等、適切に管理できるようにしていく。</p>

(3) 安全管理等について

意見・要望

学校等においては、児童・生徒等が安全で安心な環境で学校生活を送れるよう、安全の確保が保障されなければならず、登下校時の安全確保は基本となる取組の一つである。

通学時の安全確保策として、各小学校では通学路の点検を毎年実施しており、教育委員会事務局所管課で取りまとめられた点検結果は、各関係機関に危険箇所の状況に応じた必要な対策や対応の検討が要請されているほか、授業の中で地域や保護者の協力のもと、児童が実際に地域を歩き地域安全マップを作成するなど、児童の安全意識の向上に努めている。また、通学路の注意箇所等を記載した地図を全保護者に配布している学校や、通学区域内で交通事故があった場合には、その場所の地図を学習用情報端末の画面で確認できるようにして注意喚起を図るなど、各学校等で様々な安全確保策に取り組んでいた。

学校等の地域事情はそれぞれであり、通学路に交通量の多い道路がある例や施設建設等により交通量が変化する例もあることから、保護者や地域との情報交換や協力関係を密にしなが、地域ぐるみで安全に関する教育や活動に取り組まれない。

また、避難訓練に関しては、地震、火災、水害、不審者など、様々な状況を想定した訓練が各学校で計画的に実施されているが、更に実践的な訓練とするために、一部の学校で実施されている、事前予告のない避難訓練の全小・中学校での実施など、児童・生徒が危険を予測し、回避する能力を育成できるよう、発達段階を踏まえた防災教育の充実に努められたい。

教育委員会は、今後も児童・生徒等が安全で安心して学校等に通うことができるよう、学校等との情報共有と連携に努め、安全確保に関する課題解決に向けて学校等を支援するとともに、区等の関係機関との連携体制を強化し、児童・生徒等の安全確保に資する取組に万全を期されたい。

(教育政策課、教育指導課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)

所属名	措置状況
教育政策課	<p>各小学校で実施している通学路の危険箇所点検のほかに、一部の学校ではPTAが主催となり、道路管理者や警察署など関係機関と合同で通学路の点検を実施している。</p> <p>通学路の合同点検はPTAや地域の方々と、関係機関の職員が、一緒に現場を確認することで、地域事情を汲んだ、より精細な点検の実施や効果的な対策が期待できる。</p> <p>引き続き、各小学校に合同点検の実施を働きかけるとともに、通学路の危険箇所点検を通して、通学時の安全確保に取り組んでいく。</p> <p>また、通園・通学路等の交通安全対策検討会などを活用して、関係機関との情報共有や連携強化を図っていく。</p>

教育指導課	<p>安全教育について、各学校・園では、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を、学校・園教育全体を通じて育成している。保護者・地域の協力による地域安全マップの作成(小学校)や、交通安全教室を引き続き実施する。</p> <p>また、令和6年度以降は、生命(いのち)の安全教育や小1防犯教育プログラムに加え、新たにライフジャケット(全校・園に配付)を用いた安全指導等を実施し、安全対策の充実を図る。</p> <p>防災教育については、学校防災マニュアルに基づく実践的な避難訓練のほか、「防災ノート～災害と安全～」、「東京マイ・タイムライン」の活用や、地域の防災訓練と連携した取組を実施している。今後もこれらの取組を継続させ、自ら主体的に行動できる能力の育成を図っていく。</p> <p>なお、事前に予告をしない避難訓練については、全小・中学校で必ず実施する項目として各学校が年度当初に計画している。</p>
-------	--

(4) ICTの活用について

意見・要望	
	<p>学習用情報端末の活用については、令和3年2月の導入から3年目を迎え、各学校等で様々な取組が行われている。</p> <p>学習支援ツールを活用した授業では、子どもたち一人ひとりの考えをリアルタイムに共有して共に学び合う協働的な学びが実践されているほか、デジタルドリルの導入により、自己の学習状況に合わせて問題を選択して取り組むことができ、自宅での学習も可能となるなど、学習面での効果が期待されることから、学習用情報端末の更なる活用について検討を進められたい。</p> <p>また、学校に通うことが困難な児童・生徒は、様々な事情により近年増加していることから、ICTを活用したオンライン授業の双方向での実施など、学習機会の確保と学びの保障に向けて、児童・生徒に寄り添った支援の充実に努めてほしい。</p> <p>学校等と保護者間における連絡手段についてもデジタル化され、保護者から学校への欠席等の連絡や学校から保護者への学校だよりの配信など、双方向での活用が進められている。開かれた学校づくりを更に進めていくためにも、デジタルツールを活用し、積極的に学校の情報を公開していくことは重要であり、このツールを利用できない保護者や使い慣れない保護者などへの対応について十分に配慮したうえでデジタル化を推進されたい。</p> <p>学校等における働き方改革の面では、中学校の業務改善モデル校に導入されている自動採点システムは、採点時間の短縮など採点業務の効率化に大きな効果があるとの意見があった。業務改善面や学習面での効果なども検証のうえ、経費面も踏まえて、全校への導入について検討を進められたい。</p> <p>教育委員会は、各学校等のICT活用についての優れた取組を共有したうえで、他校</p>

においても導入しやすい環境を構築するほか、新たなICT活用について学校と連携し研究を進めるなど、MEGUROスマートスクール・アクションプランに基づく取組の着実な推進等による学習環境の更なる充実に向けて、今後も学校・教員に対する支援体制の充実に努められたい。

(教育政策課、学校運営課、学校ICT課、教育指導課、教育支援課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)

所 属 名	措 置 状 況
<p>教育政策課 学校運営課 学校ICT課</p>	<p>学習支援ツール、デジタルドリル等の更なる活用を進められるよう、引き続き学習用情報端末を安定的に使用できる環境を整備していく。</p> <p>また、自動採点システムについては、業務改善モデル校の試行導入の結果を踏まえ、教員の利便性向上や負担軽減に資するものであると認識している。このため、令和6年9月の校務系システムの更新に当たっては、全校で自動採点システムが利用可能となる環境整備を進める。</p> <p>今後も、「MEGUROスマートスクール・アクションプラン」や「目黒区立学校・園における働き方改革実行プログラム」等に基づき、学校のICT環境の改善に向けた取組を着実かつ効果的に進めていく。</p>
<p>教育指導課</p>	<p>【学習用情報端末の更なる活用について】</p> <p>令和5年度は、子どもたち一人ひとりが自分の学習状況に応じて問題を選択して取り組めるよう、AI機能を搭載したデジタルドリルを区立小・中学校全児童・生徒を対象に導入した。また、子どもたちが主体的に学習課題や学習方法を選択し、教科等横断的な学びを実現するためのカリキュラムとICTの活用について、区教育開発指定校である中目黒小学校及び烏森小学校が研究発表会を開催し、実践事例の共有を図った。</p> <p>令和6年度以降は、区立小・中学校において学習用情報端末を活用した主体的な学びを教育課程に位置付け、確実に推進していくとともに、長期的な視点に立ったロードマップに基づき、ICTを活用した主体的な学びの在り方について児童・生徒や保護者・地域の方々に丁寧に説明していく。</p> <p>【学校・園と保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について】</p> <p>令和5年度は、全学校・園が最低限活用する基本機能の統一化を図り、各学校・園に周知することで保護者連絡システム（Home & School）の活用を促進した。具体的には、保護者への通知・資料配付等のほか、学校・園評価アンケートにおいても保護者連絡システムのアンケート機能を活用して実施した。</p>

	<p>今後も、保護者にデジタル化の趣旨を丁寧に説明しながら、積極的に活用していく。</p> <p>なお、本システムを利用できない保護者等については個別に対応を行う。</p>
<p>教育支援課</p>	<p>特別支援教育においても学習用情報端末が有効に活用できるよう、令和5年度は「特別支援学級におけるICT活用アイデアと授業改善の実際」をテーマとし、特別支援学級研修を実施した。</p> <p>また、特別支援学級・特別支援教室拠点校主任会では、学習用情報端末の効果的な活用方法について情報共有する時間を設け、各校の取組の充実を図った。</p> <p>学校に通うことが困難な児童・生徒、いわゆる不登校の児童・生徒が本区においても増加していることは認識しており、各学校には、教育の機会確保法に基づき、不登校の児童・生徒と、その保護者に寄り添って相談をしていくこと、1人1台の学習用情報端末やデジタルドリルを活用して学びの保障に努めるよう指導・助言している。</p> <p>授業のオンライン配信やオンラインによる双方向の個別指導については、各学校の教員が通常の授業の中で他の児童・生徒の指導と合わせて行うことになるため、教科、単元によって効果的な学習場面や頻度を考慮して、実施するようにしている。</p> <p>引き続き、特別支援学級等におけるICT活用の充実に努めていく。</p>

(5) 人材の確保について

意見・要望
<p>教職員の欠員に伴う補充等の対応については、今回の監査でも産休育休代替教員や時間講師などの採用に関して、多くの学校で対応に苦慮している状況が見受けられ、結果として人材の確保ができず、校長や副校長等の教員が役割分担しながら学級担任や教科の授業を行っている事例があった。</p> <p>また、副校長や教員の業務負担軽減のために、学校を支える人員体制の確保の一環として、副校長等の実務を補助する会計年度任用職員や部活動指導充実のための会計年度任用職員についても、人材確保に難しい面がある状況も見受けられた。学校では、人材確保に係る業務がかなりの負担となっている様子もうかがえ、教育委員会事務局所管課の更なる支援が求められている。</p> <p>東京都教育委員会でも、学校における多様な外部人材を安定的に確保することなどに取り組んでおり、教育委員会として、こうした教員の確保等に係る東京都教育委員会の取組を適時に把握し、また、文部科学省の動向についても注視しながら、地域や企業等の外部人材も含めた多様な人材を確保し、各学校等が特色ある教育活動を推進できるよう環境の</p>

<p>整備に努められたい。</p> <p>(教育政策課、学校運営課、教育指導課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)</p>	
所 属 名	措 置 状 況
教育政策課	<p>教員等の負担軽減に係る区費会計年度任用職員の人材確保については、各任用担当課において職の設置内容を精査するとともに、柔軟な制度運用を人事課に働きかけていく。</p> <p>また、学校業務（用務等）の委託化の取組を進めていく。</p>
学校運営課	<p>令和6年度から、部活動の地域連携・地域移行の試行的取組みのため、モデル校1校に対する部活動指導員を中心とした人材の外部委託での配置を行う予定である。また、安定的な人材確保のため、現行の部活動指導員に対する指導1回当たりの謝礼単価増額を予定している。</p>
教育指導課	<p>令和5年2月に改定した「目黒区立学校・園における働き方改革実行プログラム」では、「学校業務改善支援の推進」を取組の方向性の一つとしており、業務支援体制の充実や多様な専門スタッフの活用など、教育委員会による学校への人的支援に引き続き取り組んでいく。</p> <p>一部の学校で活用している、教員免許状を有しないが多様な専門的知識・経験を有する社会人を登用し、教科の領域の一部を担当させる「特別非常勤講師制度」を始めとし、今後も、都や国の動向を把握・注視しながら、学校支援や人材確保のために可能な方策を実施していく。</p>